

国海環第136号  
令和4年3月23日

一般社団法人 日本船用工業会  
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査心得等の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。  
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

改正後	現 行	備 考
<p>第2章の6 船舶からの排出ガスの放出規制                  (燃料油の採取位置の指定)  <u>12-17-5-3.0(a)</u> 本項の「国土交通大臣の指示するところ」とは、次に掲げる要件に適合していること。                  (1) 容易かつ安全に接近できること。                  (2) 異なる品質の燃料油が使用されることを考慮されていること。                  (3) サービスタンクの下流側であること。                  (4) 燃料油の種類、流量、温度及び圧力を考慮して、可能な限り、機器入口に近いこと。                  (5) 加熱面又は電気機器から遮蔽された位置に配置し、表面又は機器への接触を防ぐために、遮蔽装置又は構造は、燃料油供給ラインの設計圧力下での漏れ、飛沫及び噴霧に耐えるものであること。                  (6) ドレンタンク等への適切な排油装置が備えられていること。  <u>(b)</u> 本項の「指定する」とは、識別が容易なように明確に表示し、配管図等に記載することをいう。                  (硫黄酸化物放出低減装置の使用方法)                  12-17-6-2.0(a) (略)                  附則(平成16年国土交通省令第93号) (略)                  附則(令和4年国土交通省令第12号)  <u>附3.3(a)</u> 「施行日前に建造された船舶に対して施行日から当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検</p>	<p>第2章の6 船舶からの排出ガスの放出規制                  (新設)                    (硫黄酸化物放出低減装置の使用方法)                  12-17-6-2.0(a) (略)                  附則(平成16年国土交通省令第93号) (略)                  (新設)</p>	<p>MEPC.1/Circ.864/Rev.1                  の取入                                    明確化</p>

改正後	現 行	備 考
<p>査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）の時期までの間に国際大気汚染防止証書を交付する場合」とは、次の場合をいう。</p> <p>(1) 施行日前に建造された船舶に対して、施行日から令和5年4月1日までの間に、国際大気汚染防止証書を交付する場合</p> <p>(2) 施行日前に国際大気汚染防止証書の交付を受けていた船舶に対して、施行日から令和5年4月1日までの間に、国際大気汚染防止証書を交付する場合</p>		
<p>(適用日)</p> <p>令和4年4月1日から適用する。</p>		

○海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領

(改正箇所は棒線)

改正後	現行	備考
<p>1. 関係書類</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.6 国際大気汚染防止証書(IAPP 証書)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ)～(ツ) (略)</p> <p><u>(ホ)</u> 2.3.4 燃料油の採取位置の欄については、「定期的な検査が義務付けられていない海洋汚染防止設備等その他の設備に係る立入検査について(昭和60年3月30日付け海査第131号)」に基づき、当該位置を検査した結果、施行規則第12条の17の5の3に規定する要件に適合している場合にあっては、<input checked="" type="checkbox"/>印を記載すること。</p> <p>引火点が摂氏六十度以下の燃料を使用する船舶に該当する場合にあっては、2.3.5の欄に<input checked="" type="checkbox"/>印を記入し、2.3.4に<input type="checkbox"/>印を記入すること。</p> <p>ただし、船級船にあっては、当該船級船を検査した船級協会が記載したレポートにより同欄を記載して差し支えない。</p> <p>なお、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第12号)附則第3条第3項の規定の適用を受ける船舶に該当する場合にあっては、別紙様式を添付すること。適用については、当該省</p>	<p>1. 関係書類</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.6 国際大気汚染防止証書(IAPP 証書)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 追補の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ)～(ツ) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>記入する項目の追加</p> <p>燃料油の採取位置が指定されていない船舶への手続きの追加</p>

改正後	現 行	備 考
<p>令の附則心得を参照すること。</p> <p>別紙様式</p> <p><u>(ナ)</u>・<u>(ラ)</u> (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>別紙 (26)</p> <p>(略)</p> <p>1 当該船舶が条約の附属書 VI の第 5 規則に基づいて検査されたこと。</p> <p>That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention; and</p> <p>2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書 VI に定める関係要件に適合していること。</p> <p>That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.</p> <p>2.3 硫黄酸化物(SOx)及び粒子状物質(第 14 規則)</p> <p>Sulphur oxides (SOx) and particulate matter (regulation 14)</p> <p>2.3.1～2.3.3 (略)</p> <p><u>2.3.4</u> 船舶には、第 14 規則 10 又は 11 に基づき、燃料油を採取する位置が指定されている。</p> <p>The ship is fitted with designated sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 .... <input type="checkbox"/></p>	<p><u>(ネ)</u>・<u>(ナ)</u> (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>別紙 (26)</p> <p>(略)</p> <p>1 当該船舶が条約の附属書 VI の第 5 規則に基づいて検査されたこと。</p> <p><u>1</u> That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention; and</p> <p>2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書 VI に定める関係要件に適合していること。</p> <p><u>2</u> That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.</p> <p>2.3 硫黄酸化物(SOx)及び粒子状物質(第 14 規則)</p> <p>Sulphur oxides (SOx) and particulate matter (regulation 14)</p> <p>2.3.1～2.3.3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>項ズレ</p> <p>様式改正の反映</p> <p>様式改正の反映</p> <p>様式改正の反映</p>

改正後	現 行	備 考
<p><u>2.3.5</u> 第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とする低引火点燃料用の燃料供給装置には適用されない。</p> <p>In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system for a low-flashpoint fuel for combustion purposes for propulsion or operation on board the ship .... <input type="checkbox"/></p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>様式改正の反映</p>
<p>(適用日)</p> <p>令和4年4月1日から適用する。</p>		

別紙様式（記載例）

（別添）

Attachment

MARPOL73/78 の附属書VI第 14.10 規則に従い、第 5 規則及び第 6 規則の対象となる船舶は、船舶で使用されている燃料油の代表的なサンプルを採取する目的で、機関が作成したガイドラインを考慮して、燃料油の採取位置が設置又は指定されていなければならない。

しかしながら、本船は 2022 年 4 月 1 日以前に建造されているため、2023 年 4 月 1 日以降に実施する最初の更新検査までは、第 14.11 規則に基づき、第 14.10 規則は適用されない。

よって、国際大気汚染防止証書の追補 2.3.4 に「-」が記載されている。

In accordance with regulation 14.10 of MARPOL Annex VI, a ship subject to regulations 5 and 6, sampling point(s) shall be fitted or designated for the purpose of taking representative samples of the fuel oil being used on board the ship taking into account the guidelines developed by the organization.

However, because this ship was constructed before 1 April 2022, in accordance with regulation 14.11 of MARPOL Annex VI, regulation 14.10 is not applicable to this ship until the first renewal survey on or after 1 April 2023.

Therefore, "-" is inserted in the box of item 2.3.4 of the Supplement to the International Air Pollution Prevention Certificate.

場 所

Place: Yokohama

日 付

Date: 1 April 2022

関東運輸局長

甲野 一郎 (印章)

COUNTERSIGNED:

Signature

Principal Ship Inspector (OTSUNO Saburo)

Kanto District Transport Bureau,

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Government of Japan

## 海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

### 1. 改正の背景

船舶による大気汚染を防止するため、海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）に基づき、船舶に燃料油を使用するときは、硫黄分の濃度その他の品質が一定の基準を満たす燃料油を使用しなければならないこととされている。

令和 2 年 11 月に開催された国際海事機関第 75 回海洋環境保護委員会において、使用中の燃料油の硫黄分の濃度その他の品質が一定の基準に適合しているかを円滑に確認できるようにするために、当該燃料油の採取位置を指定することを義務付け、国際大気汚染防止証書の様式に、当該燃料油の採取位置が指定されていることを証明する記載欄を追加する附属書VIの改正案が採択された。

当該改正案の採択に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号。以下「施行規則」という。）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）について、令和 4 年国土交通省令第 12 号により、当該修正を反映した。

### 2. 改正内容の概要

- 海洋汚染等防止法検査心得の改正
  - ・ 施行規則第 12 条の 17 の 5 の 3 の「国土交通大臣の指示するところ」の詳細を定める。
  - ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 12 号。以下「改正省令」という。）附則第 3 条第 3 項の「施行日前に建造された船舶に対して施行日から当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）の時期までの間に国際大気汚染防止証書を交付する場合」を明確化する。
- 海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領の改正
  - ・ 国際大気汚染防止証書の燃料油の採取位置が指定されていることを証明する記載欄について、記載する手続きを定める。
  - ・ 改正省令附則第 3 条第 3 項に規定される燃料油の採取位置が指定されていない場合、国際大気汚染防止証書に添付する「条約が適用されていない旨」を証する書類の様式を定める。

### 3. 施行日

令和 4 年 4 月 1 日